

### 3. 地域相談支援について

地域相談支援には「地域移行支援」「地域定着支援」があり、「指定一般相談支援事業所」によって行われます。また、地域相談支援は、報酬費の全額が地域相談支援給付費として支給されるので、利用者の自己負担はありません。

なお、地域相談支援決定にあたっては、障害支援区分の認定は必要ありませんが、障害支援区分認定に係る調査を行います。

決定を行った場合は、障害福祉サービス受給者証とは別に『地域相談支援受給者証』が発行されます。

地域相談支援は居住地特例の対象となります。

#### (1) 地域移行支援

地域移行支援は、障害者支援施設、精神科病院等を退所（退院）する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等が地域で生活ができるよう、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。

#### 【対象者】

地域生活への移行のための支援が必要と認められる以下に該当する人

- ①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障がい者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者、みなしの者も対象）
- ②精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者（基本的に1年以上入院している者）
- ③救護施設、更生施設に入所している障がい者
- ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者
- ⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障がい者

#### 【支給決定期間】

支給決定の期間は6か月以内です。必要な場合はさらに6か月の更新は可能です。それ以上に更新が必要な場合は、障害支援区分判定審査会の個別審査を経て判断します。

## (2) 地域定着支援

地域定着支援事業とは居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

### 【対象者】

- ①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
  - ②居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ※ただし、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外

### 【支給決定期間】

支給決定期間は1年間(初年は誕生日まで)です。ただし、地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新することができます。その後の更新についても同様です。